

保健福祉部 保健福祉功労者表彰要綱 (平成29年度)

1. 目的

多年にわたり、保健衛生事業、社会福祉事業等の発展のために、献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀なものを表彰することによってその功労に報いるとともに、その事業に関わるものの模範たらしめ、もってその事業の進展を図る。

2. 表彰の種類

- (1) 知事表彰（岡山県表彰規程に基づくもの）
- (2) 知事感謝状
- (3) 知事賞
- (4) 保健福祉部長表彰
- (5) 保健福祉部長感謝状
- (6) 保健福祉部長賞

3. 表彰の対象、基準及び時期

被表彰者は、本県の保健衛生事業、社会福祉事業に多年にわたって従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体又は、研究、発明、発見等、保健衛生・社会福祉全体の向上に寄与した個人若しくは団体を対象とする。表彰の基準及び時期は別紙「保健福祉部表彰種別一覧表」に定めるところによる。

4. 推薦手続

- (1) 表彰担当課は、推薦調書等を定めた推薦要領を示し、関係機関から推薦を受けるものとする。
- (2) 表彰の順序は、原則として保健福祉部長表彰（感謝状）、知事表彰（感謝状）大臣表彰、褒章、叙勲の順に行うものとする。
ただし、平成22年度以降に岡山市長表彰（岡山市公衆衛生功労者表彰要領による表彰に限る。）を受賞した者の表彰においては、保健福祉部長表彰（感謝状）を経ないものとする。

表彰の種類・大会等

表彰を行う大会等	事業功労種別
岡山県保健衛生功労者表彰式	公衆衛生事業功労 へき地医療事業功労（医師・歯科医師） 地域医療事業功労（医師・歯科医師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師） 救急医療事業功労（医師・歯科医師・団体） 母子愛育事業功労（愛育委員を除く） 生活衛生関係功労 理容師美容師養成功労 建築物環境衛生功労 調理師関係功労 麻薬覚醒剤事業功労
病院の日・看護の日	へき地医療事業功労（医師・歯科医師を除く医療関係従事者） 地域医療事業功労（医師・歯科医師を除く医療関係従事者） 救急医療事業功労（医師・歯科医師を除く医療関係従事者）
岡山県愛育委員連合会総会	母子愛育事業功労
岡山県栄養改善協議会総会	栄養改善事業功労（栄養委員・団体）
岡山県栄養士会総会	栄養改善事業功労（栄養士） 栄養指導業務功労 栄養士養成功労
岡山県特定給食施設関係者研修会	優良特定給食施設
がん征圧岡山県大会	がん征圧事業功労
岡山県精神保健福祉大会	精神保健福祉事業功労
岡山県食品衛生大会	食品衛生功労 食品衛生優良施設
岡山県獣医師会総会	狂犬病予防事業功労
日本水道協会岡山県支部総会	水道関係功労
献血感謝のつどい	献血運動推進協力
岡山県薬事衛生大会	薬事功労
岡山県総合社会福祉大会	社会福祉功労 心身障害者福祉（更生援護）功労 心身障害者福祉（自立更生）功労 老人福祉功労（老人クラブ役員） 老人福祉功労（老人クラブ）
岡山県遺族連盟大会	社会福祉（援護）功労（戦没者遺族援護功労者）

保健福祉部表彰種別一覧表

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象 者	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
母子愛育事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県愛育委員連合会 総会 (5月)	個人(愛育委員) 団体(愛育委員 会)	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が10年以上であること。 3 個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者。	①母子保健家族計画事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本家族計画協会会長表彰 ・母子保健推進会議会長表彰 ②愛育事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・母子保健功勞者表彰(愛育班員全国大会) ・愛育班活動功勞表彰	健康推進課 母子・歯科保健班	
		岡山県保健衛生功勞者表彰式	助産師等				
栄養改善事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養改善協議会 総会 (6月)	個人(栄養委員) 団体(栄養改善協議会)	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に10年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢50才以上の現職にある者。または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績にかかる従事年数が10年以上であるもの。	栄養改善事業功勞 (食生活改善に限る) (全国食生活改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
		岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士)				
栄養指導業務功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士)	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が10年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。	栄養指導業務功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
				現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が20年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。			
栄養士養成功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士養成 従事者)	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者(法人にあってはその代表者)、施設長又は教職員であって栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が10年以上(教職員にあっては15年以上)であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。	栄養士養成功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	

保健福祉部表彰種別一覧表

No. 3

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象 者	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
優良特定給食施設	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県特定 給食施設関 係者研修会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1. 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2. 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3. 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4. 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5. 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	優良特定給食施設 （全国栄養改善大会） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	